

2022年12月1日
小児血液・がん学会専門医制度委員会

小児血液・がん専門医各位

認定期間が2018年4月1日～2023年3月31日までの専門医は

今年度更新です

専門医更新のながれ(小児血液・がん専門医用)

更新のお知らせ

2022年12月中に専門医更新のお知らせを個別に発送致します。

更新の準備

下記、更新条件をご確認いただき、更新の準備を行ってください。

更新の申請

更新申請期間は、2023年2月1日から2023年2月28日までです。更新用紙は準備ができ次第HPにアップしますので、ダウンロードしてご使用ください。

審査

所定の規則に基づき、書類の審査を行います。

結果の通知

資格更新が認められた場合は、2023年4月1日付で発効致します。

認定証の発行

新たな更新期間は5年間です。

1. 更新条件

小児血液・がん専門医の資格更新は、規則第19条に則って行われます。下記、第19条の専門医資格の更新条件をご確認の上、更新の準備、申請を行ってください。なお、小児血液・がん専門医は規則第13条に基づき、小児科専門医、日本がん治療認定医機構がん治療認定医（以下、がん治療認定医）または日本血液学会血液専門医であることを認定要件としていますので、有効なこれらの認定証（コピー可）の提出をあわせてお願い致します。

【第19条(専門医資格の更新要件)】

小児血液・がん専門医の資格更新にあたっては、以下の更新条件を満たさなければならない。資格更新は、5年ごとに行うものとする。

1. 直近の5年間に小児血液・がん専門医として、細則第12条に定める臨床経験を有していること。直近の5年間に細則第11条に定める研修実績があること。
2. 直近の5年間に細則第11条に定める学術業績があること。
3. 学会年会費を完納していること。
4. 細則第10条に定める更新料を期日までに納めること。

【細則第12条(臨床経験：小児血液・がん専門医資格更新時)】

直近の5年間に小児血液疾患または小児がん症例を20例以上経験(診断および治療)していること。経験症例の疾患領域は問わない。

【細則第11条(専門医資格の更新申請手続き)】

専門医資格更新の申請には、次の書類を委員会宛に提出する。

- 1) 専門医資格更新申請書(様式)
- 2) 研修実績記録(所定の様式)細則第6条に示す本学会が指定する学会、セミナー(文末にリストを掲載)への出席記録(参加証の写しを添付)、これらの合計研修単位は100単位以上であること
- 3) 学術業績リスト(所定の様式)細則第7条に示す学会発表3件(抄録の写しを添付。ただし、筆頭演者としての発表は必ずしも必要としない。)、および論文リスト3件(論文表紙(表題、著者、所属、要約を含む)の写しを添付。ただし、筆頭著者の原著論文は必ずしも必要としない。)
- 4) 臨床経験記録(所定の様式)細則第12条に示す経験症例の一覧(各施設の指導医の自筆署名を添えて提出すること)
- 5) 更新料2万円を期日までに所定の口座へ振り込み、領収書の写しを提出すること。

【細則第10条(専門医認定・認定外科医認定の申請料、認定料、更新料)】

専門医認定・認定外科医認定の申請料、専門医・認定外科医の認定料、専門医・認定外科医資格の更新料は、それぞれ2万円とする。既納の申請料、認定料、更新料は原則として返却しない。

【細則第6条】

文末に本学会が指定する学会、セミナーのリストを掲載しています。

2. 更新申請

細則第3条2)に基づき、2023年2月1日から2023年2月28日の間に申請手続きを行ってください。

【細則第3条(申請期間)】

2)専門医、指導医、認定外科医、専門医研修施設の更新申請は、認定期間終了年の前年11月1日から当年3月31日までとする。更新時期の3か月前に、委員会より更新通知を送付するものとする。

3. 審査

規則第20条に基づいて、厳正に審査を行います。

【規則第20条(更新認定と認定証の交付)】

専門医・指導医資格審査部会において細則第11条の規定に基づいて書類審査を行う。委員会は、その結果に基づいて専門医資格更新の可否を判定し、専門医資格更新者を理事会に推薦する。理事会は委員会により推薦された者に対し専門医資格更新の承認を与える。理事長は専門医更新認定証を交付する。

4. 資格更新認定

専門医資格は、細則第4条(認定資格の発効)に基づき、2023年4月1日付で発効するものとします。

5. 資格更新の猶予

細則付則6に基づき、専門医・指導医・小児がん認定外科医の更新猶予規程が設けられています。該当される方は、事務局までお問い合わせください。

細則付則8。(専門医・指導医・小児がん認定外科医の更新猶予規程)留学、出産・育児、病気、介護等により、専門医(第11条、第12条)、指導医(第15条)、小児がん認定外科医(第18条、第19条)の基準に該当しなかったため、専門医・指導医・認定外科医の資格を喪失したものが、その後の研修により同条の基準に該当するに至ったと専門医制度委員会が認めたときは、学会は当該者の資格喪失はなかったものとみなし、認定を更新することができる。ただし、資格喪失後2年までとし、2回連続しての資格喪失後の更新は認めない。

お問い合わせ先

〒112-0012 東京都文京区大塚5-3-13 アーバン小石川ビル4階
一般社団法人学会支援機構内 日本小児血液・がん学会事務局認定業務担当係
E-mail: jspho@asas-mail.jp Tel: 03-5981-6011 Fax: 03-5981-6012

【資料】

細則第6条（研修単位） 研修実績として認定する学会やセミナー、およびその研修単位は、以下の通りとする。

| | 出席 |
|------------------------|---------------------|
| 本学会学術集会（2回以上必須） | 10単位 |
| 本学会主催教育セミナー | 5～10単位 |
| 本学会学術集会教育セッション | 5単位 |
| 日本血液学会学術集会 | 10単位 |
| 日本小児外科学会学術集会 | 10単位 |
| 日本癌学会 | 5単位 |
| 日本癌治療学会 | 5単位 |
| 日本血栓止血学会 | 5単位 |
| 日本造血細胞移植学会 | 5単位 |
| 日本輸血細胞治療学会 | 5単位 |
| 国際小児がん学会 (SIOP) | 10単位 |
| 米国臨床腫瘍学会 (ASCO) | 5単位 |
| 米国癌学会 (AACR) | 5単位 |
| 欧州臨床腫瘍学会 (ESMO) | 5単位 |
| 米国血液学会 (ASH) | 5単位 |
| 欧州血液学会 (EHA) | 5単位 |
| 欧州造血細胞移植学会 (EBMT) | 5単位 |
| その他の小児血液・小児がん関連学会・研究会※ | 2～5単位 (国際学会 5単位) |

※：その他の小児血液・小児がん関連学会・研究会については、別途申請・審査する。